

公立大学法人会津大学教員免許状更新講習受講料規程

2018年3月30日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部において開設する教員免許状更新講習（以下「講習」という。）の受講料に関し必要な事項を定める。

(受講料)

第2条 受講料の額は、講習1時間につき1,000円とする。

2 受講者は、指定の期日までに受講料を納めなければならない。

(受講料の返還)

第3条 既納の受講料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、受講料を納入後、受講取消の申し出があった者については、所定の期日までに当該者から返還の請求があった場合に限り、次の各号により取り扱うものとする。

- 一 講習開始日の7日前までに申し出があった場合は、既納の受講料を返還する。
- 二 講習開始日の前日までに申し出があった場合は、受講料の半額を返還する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、講習の受講料に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は2018年4月1日から施行する。